

国民年金～あなたの未来を応援します～

各区役所市民保険年金課

20歳以上60歳未満の国内にお住まいの人は、国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。これは、老後の暮らしや、病気やけがで障害が残ったときなどに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。

20歳になったら国民年金に加入します

20歳になった人は、国民年金に加入します（厚生年金または共済年金に加入している人を除く）。

20歳の誕生日から、おおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせや、国民年金保険料納付書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書などが送付されます。

また、年金手帳が別途送付されますので、大切に保管してください。



国民年金保険料の納付について

令和2年度保険料額 月額16,540円

保険料は、納付書による現金納付のほかに、口座振替やクレジットカードによる納付が可能です。

また、保険料をまとめて前納（前払い）すると、割引が適用される制度があります。

将来の年金額を増やしたい人は、申し出により月額400円の付加保険料を納付すると、付加保険料納付月数×200円の付加年金額（年額）を老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができます。

国民年金ではこんな給付が受けられます

老齢基礎年金

受給資格期間が10年以上ある人に、原則65歳から支給されます。

**年金額（令和2年度）
781,700円**

※20歳～60歳まで40年間納付した場合

障害基礎年金

国民年金に加入中や20歳前に初診日のある病気やけがなどで一定の障害になった場合に支給されます（要件があります）。

**年金額（令和2年度）
1級 977,125円
2級 781,700円**

※子の加算があります

遺族基礎年金

国民年金加入中に死亡した人によって生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます（要件があります）。

**年金額（令和2年度）
781,700円**

※子の加算があります

※そのほかにも制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

保険料の納付が困難な場合は？

国民年金保険料免除・納付猶予を申請することで、納付が免除・猶予されることがあります。

また、学生は、国民年金学生納付特例を申請することで、在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。（対象は大学、大学院、短期大学などの学生）

※これらの申請には、所得審査があります。



ご注意ください

■保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、障害基礎年金などを受け取ることができない場合があります。保険料の納付が難しい場合は、免除・猶予の手続きをしてください。

■保険料免除などの期間があると、将来の年金額が減額されます。ただし、10年以内であれば、免除などの承認を受けた期間の保険料を後から納めることができます（追納制度）。

年金の相談・請求

相談の際には、年金手帳などを持参してください。

●年金制度や加入手続き、保険料

納付記録照会など

岡山西年金事務所（北区昭和町）

☎086-214-2163

●年金相談、年金の請求

街角の年金相談センター岡山
(北区昭和町)

※窓口相談のみ

●一般的な年金相談

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

☎03-6700-1165

(050で始まる電話の場合)

